

令和元年第8回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年8月16日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 6番 | 岸 英法 | 7番 | 村上 浩一 |
| 8番 | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 |
| 12番 | 井町 哲 | 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 |
| 15番 | 安富 法明 | 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 弘中 隆司 | 藤井 繁夫 |
| 山縣 正明 | 山田 孝治 | |
- 5 欠席農業委員
- 5番 安部 好恵
- 6 欠席推進委員
- 原田 一馬
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より令和元年第8回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、17名で、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は、安部委員、でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名させていただきます。7番、村上委員。13番、武藤委員。よろしく願いいたします。昨日の台風がほとんど影響がないような感じで通り過ぎた事に本当に良かったなと思っておりますけれど、この所ではやはりそれなりの被害が出ているのではないかと思っております。みなさんの所あまり影響がなかったら良かったなと思っております。それでは議事に移りたいと思います。</p> <p>それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1、2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。高齢のため耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人は●●●で新規の農地取得ですが、農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。●●●で所有の農地につきましては、●●●農業委員会より耕作されているという旨の証明をいただいております。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしてい</p>

議長	<p>ると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
4 番	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p> <p>4 番の伊藤でございます。8 月 7 日に事務局、局長以下職員一人、山本会長、安部委員、オブザーバーとして石田委員、その他各地区の推進委員さんの立会を経て実施いたしました。それでは、まず最初の 3 条の件ですけれども、ナンバー 1 については新規就農という事で私どもは立ち合っておりません。2 番目の畑地の取得という事ですが、これは図面を見ていただけたら分かるんですけども、私どもはなかなか●●●の方は場所がうといんですが、●●の入口から真っすぐに●●の方に行きます。すると●●●●●があるんですけど、それを過ぎて横断歩道を過ぎた最初の交差点ではなかったかと思います。これを横断歩道から右折して約 5 0 0 m ないし 1 k m くらい入った所の右の山手にある畑地で、きれいに草も刈って管理をされている所でございます。これだけの土地を持たれるというのは、あまりにも周りに、遊休地ではあるんですけど、立派な田んぼがいっぱい残っていたのにどうだったかなと私的に思ったんですが、これを取得される事については申請通りで問題ないのではないかというふうに調査してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員さんより補足説明がありましたらお願いします。</p>
1 7 番(推進委員)	<p>秋吉の推進委員の藤井と申します。2 番についてご説明申し上げます。今、伊藤委員さんからご説明がございましたように、この案件につきましては先月 7 月に現況証明で現地を見ていただいた場所でございます。この土地につきましては、申請人の●●さん、この方が●●さんの宅地を購入されました。その際に、この宅地の中に付随している、昔の畑でございます。そういう事で、●●さん本人は会社勤めをされていまして、3 0 代の方ですが、日曜日等に家庭菜園等をしたいという希望がございまして、宅地の中に付随しております関係上、一緒にご購入したいというご希望でございますので、別段問題ないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。</p>
1 2 番	<p>1 番ですが、高齢のためという事になっておりますが、5 1 歳で高齢でしょうか。</p>

議長	1 番の●●さんについて、もし、分かる方いらっしゃいましたら。山縣さん分かりませんか。
2 2 番(推進委員)	この●●さんという人は●●●に出ていらっしゃって、お父さんが。お父さんは亡くなられましたが、奥さんがいらっしゃいます。そこの娘さんです。この娘さんは5 0 代だけど百姓を全くやった事がないから、お父さんが亡くなって、娘さんの名義になったんだろうと思います。要するに百姓をやった事がないから出来ないという事でしょう。
1 2 番	いいんですけど、5 1 歳と書いてあるから、5 1 歳は高齢かなと思ひまして。
議長	推進委員の中で●●●の方、弘中さん。この場所について、●●の方に入る道の所と思う。
1 6 番(推進委員)	●●の所の四差路に●●●●方面に入った所に●●さんがやっていたあそこの交差点の所です。
議長	あそこの交差点の所よね。
1 6 番(推進委員)	私の記憶が確かなら、栗か何か植えてあったんじゃないかなと思います。
議長	今、栗か何か植えてあるという事。
1 6 番(推進委員)	記憶が確かなら。
議長	ありがとうございます。他にありませんか。よろしゅうございますか。
6 番	今、井町委員が言われた、高齢のためのという表現がふさわしいのかどうか。これ承認するなら理由も設定理由も含めての承認だろうから、井町委員が言われたように5 1 歳が高齢ではないという事であれば、例えば高齢を取って耕作管理が困難なためだけにするのか、そこを検討された方がいいと思いますよ。
議長	分かりました。今、岸委員からありましたように、高齢のためを取ったらどうかという意見がありましたが、どうでしょうか。そち

委員	<p>らでよろしゅうございますか。（「はい」の声）そしたら、高齢のところを消してください。すみません。他にございませんか。それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番から3番までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から北へ800mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から西へ1.3kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。先月、農地転用の許可をしました、●●●●●番の一体利用地として使用するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は、●●●●●から北西へ350mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>伊藤でございます。1番ですが、現場は付随している地図を見ていただければ分かると思うんですけども、●●●●●と●●●●●が●●●と●●●のちょうど中間だと思いますが、その●●●の南側が申請地です。付近は太陽光団地というくらいになっていますけども、この場所を見るのに、周りが木立で囲まれているんですけども、一応面積的には十分あって、それを整地して太陽光を設置するという計画のようです。申請事項にも問題はないですし、周りにも影響はないと考えました。</p>

<p>議長</p> <p>2 2 番(推進委員)</p>	<p>続けて、2番目です。●●●●●です。先程、事務局から説明がありましたが、もう既に新しく太陽光発電が設置されております。その場所は●●●●●の下、●●●●●があって、●●●があるんですけど、その中間くらいの所。あそこもすっかり太陽光団地になっております。今回の申請は聞くところによると、設置場所より北側に赤線道のようなものがあるって、空き地みたいになっている所を今回買い上げて、施設等にして再利用というか利用していきたいという申請内容で、近隣等問題もなくいいもんだというふうに見てまいりました。</p> <p>3番目、●●●。資料5を見ていただくと助かるんですが、●●●の●●●の一部になるんですかね。●●●●●から降りた線路の所、横断立橋みたいなのが作ってあるんですけどね。線路を渡る。その北側というか図面の通り、変形した土地があります。本来、申請地と書いてある2枚目の紙のところ、番地だけがあるんですが、ここの南側になるんですが、ここに線路が入って線路の側なんです。ただ、当時8月の7日に調査をした時は設置しようとする所が全部草むらで覆われていて、この図面をみていただければ分かりますけど、●●●●●-●と●●●●●-●という番地が打ってあるんですけど、これ土地の所有者が違うそうです。持ち主が、その境界線が全く記されていないような所に案内されて「ここに建てます」というような説明だったので、出来れば境界線まではしっかりしてくれという事で後日、もう一度という事で当日は現場を離れたわけですが、14日の日、私と事務局と山縣推進委員さんで行ったんですが、設置関係者が誰もいませんでした。現場に行くと確かに、白の線で境界線が示されておりました。それを見ていたところ隣の●●●●●-●の地番を持っておられる、●●●さんという家があると思うんですが、この方が土地を管理されているというか持ち主のようで、その方が出てきて「実は私がここの草を全部刈って、境界線を業者と決めておきました」という説明を受けました。よって、申請対応の問題が無ければ別段これを拒むような問題点は出てこないのではないかと算段した次第です。ただ、隣接する土地の所有者、●●●さんの一方的な話ですけど、「ここはかなり水はけが悪くて、大雨が降れば線路際くらいから今設置しようとする田んぼ2枚が水に浸かるんですよ」と「どういうふうに設置されるか分かりませんが、あまり水が溜まって漏電する事も考えられるのではないですか」と「そして今後業務を終了した時にどういうふうに処分するんですか」と隣が自分の土地で、菜園みたいにして使っていらっしゃるんですが、ナイロン紐で常にあそこの辺りの草刈りをするようです。管理する為に。「そうした時に石ころが飛んで、せっかく設置された器具等に危害とか与えた場合の補償なりどういう手続きになるのか、もろもろまだ設置者及びその業者との話し合いがまだいっておりません」というふうな話で帰ってまいりました。そういう3件の状況です。よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p> <p>地元推進委員の山縣です。今、伊藤さんが言われたように1番の件についても、2番の件についても別段問題はないと思います。ただ、3番の件について、●●●さんと●●●さんとがちょっと仲が悪いんで農業委員会に言って、今伊藤さんが言われるように、●●●さ</p>
------------------------------	--

	<p>んの承諾がない限り農業委員会で許可が出るのか出ないのか、●●さんが太陽光を付けるのに隣の土地の所有者の承諾がいるのかいないのか、もし承諾がいなければ、勝手に付けてもいいと、何があっても勝手に付けてもいい。もし隣の承諾がいるんだったら、●●んはいろいろ今伊藤委員さんが言われたように、「除草剤を撒いたらだめ。自分の土地から2m以上離せ。塀をつけ。石が飛んでも保障はしない。台風が来ても私の家から何か飛んで太陽光に当たっても保障しない。」という文面を事務局へ出すまで、この許可を出さないでほしいという事を●●さんは言われたので、その権利があるのかどうか。今まで、隣近所で揉めてこういう事になるのが私も初めてだったので、事務局と会長がどういう意見があるのかお聞きして、もし隣近所の揉め事がもしあったらきちんとそこを練らないといけないと思うんですが、その辺を協議してもらえたらいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今、山縣推進委員の方から会長の意見というのもありましたが、先に私の方から2番の件について補足をしておきます。2番の地番が●●●●、その側が●●●●。非常に大きく離れております。この理由は、●●●●は上に県道が作られた際に、ここの赤線を交換で●●さんがもらわれたようなんです。赤線というのはみなさんご存知のように、普通地番がありません。だから新たに地番を付けましたのでこういうふうに大きな番地になっております。それともう一つは、ここは雑種地だというふうに●●さんが認識しておられたようで、一緒に売却する予定ではあったようなんですが、調べたら田という事で、急遽5条で出されたという経緯がございます。3番目の件ですが、只今出ている書類からしましたら、全く法的にこの許可を止める根拠がございません。全てきちんと整っております。それと承諾書ですが、昔私が農業委員になりたての頃は隣地の承諾書を取るというのはありました。ですが、これも農地法上、何の根拠もなく承諾書を取っておりましたけれど、根拠のないものを「承諾書がないから許可しないよ」という事で、これ民事裁判等にかかりましたら絶対に農業委員会の方が負けると、答弁と言いますか、言い訳のしようがないという事で、私が覚えている上では20年以上前に承諾書を美祿市は取らなくなったという経緯がございます。ですので、承諾書についてはそういう事でございますが、今回●●さんの方から農業委員会の方に要望が出ておりますけど、この要望については隣地の方がこのように申しておられますので、トラブルがないように施工主ですから「●●さんと●●さんとの間できちんと協議をして、トラブルにならないようにしてください。お願いをします。」という局長名での文書をくっつけて、その文書を許可書と一緒に先方に渡そうというふうに事務局と私の中では話をしております。以上でございます。</p>
2 2 番(推進委員)	<p>そういう事は、●●さんに直に言ってもらえますか。事務局から。</p>
議長	<p>それは許可を出して、許可証を渡す時に付けて渡しますよと、それ以上の事は農業委員会では権限がございません。と</p>

2 2 番(推進委員)	それは●●さんにきちんと
議長	それは伝えます。
2 2 番(推進委員)	●●さんは穏やかな人です。だけど、●●さんがこれなので、●●さんと喧嘩を絶対したくないと言われたので、穏やかな人だから言われたいんですけど、●●さんという人が物分かりが分からないから
議長	そちらも私達が個人的にどうこうという訳にはいきませんから
2 2 番(推進委員)	その辺はもう●●さんに
議長	こんなの言ったら逃げになるかもしれませんが、その後につきましては完全に民事でございますので、民民の間での協議になります。争議と言いますか、になるんじゃないかと思います。法律上は止める事ができません。ちょっと余談になりますけれど、その事で今、県の農業会議の中で県の方へ、太陽光が始まった頃から「太陽光についての、ある程度の県の指針と言いますか考え方をはっきりしなさいよ」という話はしているんですが、未だにしてくれません。県は、「出ればしょうがないな」というふうな感じでございます。他の農業委員会の会長に話を聞きましても、やはりいろいろな所でいろいろな問題が起こっております。農業委員会が許可をしたからこういう事になったというふうな問題が起こっておりますけど、農業委員会としては農地法に基づいて審議をするところでございますので、法律に沿っていけばどうしようもない。その後、管理がされていなくても、許可した時のように設置されておれば強制的にどうこうするという権限がございませんので、設置されてない時には「違いますから変更届を出して下さい」「これはだめですから撤去してください」という事はできますけれど、それでない限りはちょっと無理かなというふうに思っております。以上です。
1 7 番	そうは言っても隣の者ならいいけど、地元ではなくて現場に行ったらパネルを建てれば未周知な物は出てくるよね。それは無視して、通常日当たりがどうのこうの山の間だったら文句言うけど、売買の段階でこの通りにやってくれれば文句の言いようがないけど、真横までやられたら、これは逆に侵食しているという事
議長	下側と言いますか、方向からして南側の方の段は70cmくらい一段下がっています。後方の一列はですね。東側の方は、そうは言ってもある程度は

17番	この図面通りならいい。
議長	<p>この図面通りにやってもらえるんじゃないかと思っております。とりあえず、これからすると50cm、60cm中にフェンスでいくように、それと下は二重に防草シートを貼るという事でした。</p> <p>他にご意見はございませんか。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号は原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から北東へ4.3kmの位置にある農用地区域内農地です。進入路、駐車場、合併浄化槽を設置するための除外申請です。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
4番	<p>同じく伊藤でございます。現場は、今お示しのように14ページを見ていただきますと分かるんですけど、●●●●●号、●●●●●を過ぎて●●方面に向かう最初の交差点、これ●●●の交差点と名が付いているようですが、図面の通りその北側にバス停があります。その間を東進して約150mくらい上がった場所が申請地になります。次の図面を見ていただくと分かると思うんですけど、ここは田んぼという事で除外申請。家族が増えたりして車等を置かなくてはいけない。家のリフォームをしてきれいにしたいという事で今回出されているんですけども、一部無断転用があった所もあるように聞いております。これは始末書が出るという話ですが、現在の状況からしてやむを得ない事と判断してまいりました。審議よろしく申し上げます。</p>

議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
23番(推進委員)	伊佐地区の山田です。よろしくお願いいたします。伊藤委員の言われるように別に異常ないと思いますので、よろしく審議お願いします。
議長	<p>私の方から若干補足をおきます。進入路の96㎡、既に進入路になっております。合併槽も既にここに合併槽が設置されております。これにつきましては始末書を入れていただくように、もう始末書は書いておられるようでございます。そういう所でございます。これはもう一度、4条申請が出てくると思います。もう6ヶ月か7ヶ月くらいすれば出てくるのではないかというふうに思っております。委員のみなさんのより何かご意見がございましたらお願いします。それともう一つ申し添えておきます。周りにはもう農地はありません。道路の反対側の下に農地らしきものがありましたので、「これは何ですか」と聞くと「ここは元宅地で火事になって家が焼けたんです」という説明をしておられました。「お宅のですか」と聞くと「うちではございません。うちはここにしか土地はございません」という感じでございます。何も無いようであれば採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは議案第3号につきまして、原案に対して当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は議事結果を附して市長の方に送付いたします。それでは続きまして、議事順位第4 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを議題といたします。1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項に入る前に申し訳ありませんが、議案の7ページに議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてが入っているんですけど、今回、農用地利用集積計画が無かったので7ページを削除してください。申し訳ありませんでした。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●●●●●●から東に5.3kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●●●●●●から北西に2.3kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局設置に係る作業用地、進入路を設置する届出です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>

議長	それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
4 番	<p>同じく伊藤でございます。1 番目の現場ですけども、これは先程の除外申請された所の最初の図面を見てもらったら分かるんですけど、●●●のバス停をインターから●●●方向に進行するんですけども、その交差点を右折して●●方面に大まかに言えば●●方向に入ります。そこから1 kmくらい進行しますと●●●●があります。●●地区の一番奥の付きあたりになるんですが、現場は自己管理をされているんですが、場所的には問題はないし、土地を持つ人は賛成。この近隣に住む方は若干塔の位置を変えてもらうと目ざわりにならなくてもすむというような意見があったという事から、若干本来の設置場所をずらして設置するという近隣の意向に沿った物になるという事です承して帰ってまいりました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>それから2 番手ですが、これは●●から●●に抜ける道を行きますと、●●●●●がございまして。周りに小学校、中学校があります。そのあの辺りをもう少し●●の方へ行くと、左を通って行くと●●●●●のその橋を渡って約2. 3 kmか、かなり奥に入ったように思うんですが、今回は鉄塔が建てる場所ではなくて、それを建てるための仮の資材置き場とかに使う土地という事で、両方とも持ち主は同じ方と聞いております。特別支障のある場所ではございませでした。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
2 3 番(推進委員)	伊佐地区の山田です。別に補足説明はありません。伊藤さんの言われる通りです。以上です。
議長	ありがとうございます。●●。
3 番(推進委員)	嘉万の鮎川です。私、当日時間の調整がつかせんで、事務局に連絡しておいたんですが、当日現場の確認をいたしまして、また事務局に問い合わせの電話を入れて、すぐに現場でも問題は指摘されなかったという事で、私自身も特に問題はないというふうに判断しております。よろしく申し上げます。
議長	<p>ありがとうございます。私の方から若干補足しておきます。●●の2 番の件ですが、ここにこれが必要なのはこの道路自体、軽四で離合が出来ない広さでございます。ですので、作業等をするために車両等を置くためには、この一時転用がどうしても必要だという事でございます。以上でございます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。意見がないようでございますので、報告第1号を終わらせてい</p>

事務局	<p>たきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを議題といたします。1から3を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が2筆。平成6年に相続したがその当時より、雑草、竹が繁茂し現在に至ります。</p> <p>2件目。申請が2筆。昭和30年頃に相続したが、その当時より雑草、雑木が繁茂し現在に至ります。</p> <p>3件目。申請が1筆。50年以上前にヒノキを植林し、現在に至ります。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>当日一緒に回った安部さんが今日都合でお休みされているので、私に託されて今こうしてやっているんですけど、出来たら水一杯でも飲んでから話したいなという気分なんですけど。1番、●●さんの関係です。付随の添付資料21ページを見てもらうと分かるんですが、右手こちら市内から行きますと●●●の●●●●を●●の方へ進んだ最初の信号機だと思います。●●交差点と言うか分かりませんが、その交差点を左折して●●●方向に進みます。私は知らなかったんですけども、この辺り何キロか進んだ所にソーラー発電所なり●●●●●とか建物がある所だそうです。その付近から入った所に図面を見てもらえれば分かると思いますが、●●●から●●●方向に進んでいくと昔の●●●●●までは行きませんが、その途中を右に入った地点になる所です。みなさん知っておられるかもしれませんが、ソーラーと●●●●●の間くらいに位置する位置で、調査したところ</p>
議長	<p>ソーラーじゃない変電所。</p>
4番	<p>変電所ですか。ご無礼しました。山へ上がってくるとき、右手は圃場整備された良い田んぼが出来ておりまして、それに通りがあって水路がある。その左側部分にある、もう山と言っていいくらいです。これ申請では、竹等が繁茂と言いますが、雑木林となつて手の施しようのないくらいの山になっておりました。申請通りの酷さであったと判断します。</p> <p>2番目。これも1番と同じ。3番もそうなんですけど、その風景に点在する場所です。2番目は、今の変電所ですか、入った場所より、もう少し●●●、昔の●●●●●方向に向かった右手です。何kmくらい走ったかよく分かりませんが、橋があります。その橋のた</p>

<p>議長</p>	<p>もとを西の方へ入って行ったと思います。約500m弱じゃなかったかと思いますが、その奥に川伝いに、これは雑木とか書いてありますけど、ほとんどが雑草的で原野と見ていくくらいの土地になっておりました。</p> <p>3番目。これは2番目の場所と同じ道路なんですけど、●●●寄りの所、下がった所を右手に入った所です。丁度、入り口としてはお墓が道路伝いに建っている所、●●に入った所です。そこは多分、昔、田んぼではなかったかという形跡が見られる所に杉、桧がたくさん植林され、立派に育っている状況で山林化しておりました。以上です。</p>
<p>16番(推進委員)</p>	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>豊田前の弘中です。担当が今日お休みなので代わりに報告させていただきたいと思います。まず、番号1の方ですが●●●から●●●方面に向かって、●●行く方と●●●の方の三差路に当たります。それを●●●方面に曲がってすぐ右に曲がると山の中に入って、ここは●●●です。その奥に、一時問題になったごみ処理場があった所の近くの田んぼです。もう荒れ放題になっていますので、さっき説明があった通りだと思います。</p> <p>次に2、3についてですが、先程あった●●●さんの説明の近くの田んぼです。場所はほぼ変わらないと思います。離れても100mか200mくらいだと思います。私もよく●●●さんの方はどうなっているかよく分かりませんが、●●●さんの方は荒れております。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。添付されている地図からしたら、えらい離れているようでございますが、私達現地調査に行くのに右側と左側から入って行って、右側から、初めに行った方から入って行くと車が通らない道を越えて降りた所で、昔は馬や牛を引いて行けたような感じの所でした。鹿ネットに1頭鹿が引っかかって「逃がしてくれ」と言っておりました。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは発言も特にございませぬようですので、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第6 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回2件。農事組合法人 ●●●、●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員等の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>

議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんから何かご意見ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。特に発言がないようでございますので、報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それではその他の方に移りたいと思います。農業相談日につきましては、ございませんでしたので報告はございません。委員のみなさんより何か意見等、ありましたらお願いいたします。</p>
6 番	<p>会議が終わってからの話なんですけど、本日、農業振興部会をやろうと言っていましたけど、みなさんの通知文書の中に振興部会を今日するという事を記載しておりませんでしたので、今日は無しにして来月から精力的に実施したいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他に無いようでしたら事務局より今後の日程等についてお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせいたします。総会が9月17日火曜日、美祢市勤労青少年ホームの2階で行います。農業相談日は、9月10日、美祢地区は石田委員、美東地区は宮崎委員、秋芳地区は伊藤太一委員さんでございます。現地調査は9月9日月曜日に行いたいと思います。宮崎委員さん、俵委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それと、私から2点程ご説明いたします。今日手元に配布しております、手当の明細なんですけど、先月私が入院しておりましてみなさんの手当を忘れておりましたので、6月分と7月分を合わせて本日お配りしておりますので、大変申し訳ございませんでした。それから、利用状況調査、農地パトロールの方なんですけど、この暑い中、利用状況調査を行っております。終わられた委員さんもうらっしゃいますが、まだ終わられていない委員さんはまだまだ暑い日が続きますので、熱中症にならないように十分対策をされて状況調査の方に参加していただけますようによろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他に無ければ終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>号令</p> <p>午後3時00分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和元年8月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

